

特別顧問会議（第9回）議事要旨

1. 開催概要

(1) 開催日時：2008年3月7日（金）14：00～16：00

(2) 開催場所：独立行政法人国民生活センター東京事務所 4階会議室

(3) 出席者：＜委員＞

有馬 真喜子氏、神田 敏子氏、鶴田 俊正氏
日野 正晴氏、兵頭 美代子氏、堀部 政男氏、
渡邊 光一郎氏

＜国民生活センター＞

中名生理事長、田口理事、柴崎理事、島野理事 ほか

(備考) 特別顧問会議は、学識経験を有する7人以内で構成し、センター業務の重要事項について審議を行い、理事長に助言することを目的としている。

2. 質疑応答の記録

※ 表記凡例…委 員：委員からの質疑または意見
国セン：国民生活センターの回答

※国民生活センターは略称「国セン」と表記

(1) 人員について

委員：次期中期計画において、様々な業務を行うこととなるようだが、今の人員で業務を遂行することができるのか。

国セン：「独立行政法人整理合理化計画」において、独立行政法人が人件費等の削減を行うことが明記されているところ。一方で、次期中期計画期間中には、新たな業務を行うこととしており、人員については、主務官庁に対し、措置していただけるようお願いしているところである。

委員：国センの役割は他の独立行政法人とは違う。主務官庁に対し人員が必要であることをもっと主張すべきである。

(2) 裁判外紛争解決手続(ADR)について

委員：国センが裁判外紛争解決手続(ADR)を行うための国セン法改正案が閣議決定されたということだが、ADRを効果的に実施するためには、専門のスタッフを確保することが重要である。

国セン：国セン法改正案では、和解の仲介や仲裁を行う委員や特別委員を置くこととし、年間200件程度の処理を行うことが想定されているが、そのためには、それを支える事務局体制が必要である。事務局には、20人程度が必要であり、弁護士等の専門のスタッフに入ってもらうことも考えなければならない。

委員：国センの強みは、横断性である。個別分野の民間ADRとの連携が重要ではないか。

国セン：国センが行うADRは、全国的な解決の指針を示すことを目的としている。民間ADRとの連携は重要であり、民間ADRがより専門性があるような場合には、当該機関を紹介するなどし、連携を図ってまいりたい。

(3) 危害情報について

委員：危害情報については、スピードが大事であるので、スピーディに情報提供してほしい。

また、国センのホームページを通じて、情報提供しているとのことだが、ホームページをご覧になれない方もいるので、そのあたりのフォローも重要ではないか。

国セン： 危害情報については、国民の皆様に早期に周知する必要があるものについて、まず第一報としてお知らせし、被害の未然防止・拡大防止を図っているところ。

委員： NHKで危害情報を流すようなことも考えられるのではないか。

(4) 各地の消費生活センター等への支援について

委員： 各地の消費生活センター等の役割は重要であるが、予算の削減や体制面の低下が指摘されている。研修や相談の支援、消費生活専門相談員資格の更新時研修など、国センから各地消費生活センター等への支援を充実させるべきである。研修は地理的条件を勘案すべきである。

また、消費者団体への研修を充実させてほしい。

国セン： 各地の消費生活センターや消費者団体の役割は重要であると考えており、研修や経由相談を通じて支援を行っていききたい。

また、消費生活専門相談員資格の更新時研修は地理的条件を勘案し、地方においても行うこととしている。